緊急経営支援特別貸付



貸付限度額	運転資金 1,000万円	
貸付期間	7年以内(据置期間24か月以内を含む)	
利率	利用者負担 0.2% (区負担 1.8%)	
信用保証料	全 額 補 助 ※繰上償還等により信用保証協会等から返戻があった場合には、 当該額をご返金いただきます。	
受 付	令和6年9月30日(月)まで	

主な資格要件

- 1. 主たる事業として東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる、中小企業信用保険法で定める中小企業者であること。
- 2. 法人は登記上の本店所在地が1年以上前から練馬区内にあり、個人事業主は主たる事業所所在地または住所が1年以上前から練馬区内にあること。また、法人・個人事業主とも同一事業を引き続き1年以上営んでいること。
- 3. 確定申告をしており、個人事業主についてはその事業収入が給与収入を超えていること。
- 4. 納期の到来した住民税(および軽自動車税)、法人住民税を完納していること。
- 5. 事業に必要な許認可(届出・登録・許可・認可・免許)等を受けていること。
- 6. 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者でないこと。
- 7. 融資を受ける資金の使途が適正であり、かつ返済能力があること。
- 8. 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者でないこと。
- 9. 原油価格・物価高騰等の影響を既に受けて売上高または利益率(売上総利益率または営業利益率)が減少している、または今後受けることが予想されていること。

【申込みから貸付決定まで】

	融		申込書に必要書類を添え、金融機関からの代行申請または、融資係宛に郵送			
	融資係	あっせん申込み	または電子申請をします。(注1)			
	IT.		※融資の審査等ご不明な点は、あらかじめ取扱金融機関にご確認ください。			
		紹介票発行	発行 資格要件の確認後、紹介票を送付します。			
	金融機関	融資申込み	紹介票に必要書類を添え、取扱金融機関に融資を申込みます。 ※必要書類や、保証(保証人、担保、協会保証等)については、あらかじめ取扱 金融機関にお問い合わせください。			
		融資の可否決定	金融機関・信用保証協会にて審査が行われ、融資の可否等が決定されます。			
		融資の実行	金融機関と契約のうえ貸付を受けます。返済は元金均等・固定金利となります。			
		(融資の報告)	(金融機関から、融資の実行額・実行日・信用保証料等の報告があります。)			
	融資係	保証料補助金の 請求手続き	翌月末、請求手続きのご案内が郵送されますので、同封されている請求書・口 座振込依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、返送します。			
		補助金の入金	(締切月の下旬、指定口座に入金されます。)			

※書類は返却いたしませんので、記名押印のある書類以外は全てコピーをお送りください。

	類は返却いたしませんので、記名押印のめる書類以 個 人 事 業 主	法 人		
1	申込書(HP からダウンロードしてください)			
' '	実印または認印を押印 ※スタンプ印は不可	法人の代表者印(実印)を押印		
	直近の確定申告書 (電子申告の場合は受信通知の添は、所得税(個人)・法人税の納税証明書(その2)が必要			
2	• 白色申告の方は確定申告書と内訳書	確定申告書と決算書類一式		
۷	• 青色申告の方は確定申告書と決算書(または現金出納帳等の簡易帳簿)	※ 特定非営利活動法人では、事業報告書(計算書類・ 財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者 の名簿)、確定申告書(収益事業の場合)が必要です。		
	住民税(および軽自動車税)の領収書等	法人住民税の納税証明書		
3	 1月1日(1~6月中は前年の1月1日)以前から練馬区に住民登録のある方は、証明書類は不要です。ただし、納付または口座引落されてから2週間以内の方は、当該領収書や記帳済みの通帳が必要です。 前項に該当しない方で、住民税非課税の場合は非課税証明書が必要です。 			
4	住民税課税の場合は、納期が到来した当年度(4~6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引落の場合は記帳済みの通帳)および納税通知書、または納税証明書が必要です。 住民票(練馬区に住民登録がある方は不要)	履歴事項全部証明書		
_	※発行から3か月以内のもの	※発行から3か月以内のもの		
5	有効な許認可証・開設届等 (飲食業や理・美容業など	許認可や届出が必要な業種のみ)		
6	・金融機関代行申請の場合 金融機関確認欄に記入の上、押印のある該当届(緊急経営支援特別貸付・金融機関代行用) ・事業者からの申請の場合 (1)既に影響を受けて売上高または利益率(売上総利益率または営業利益率)が減少している場合は、直近の1か月と前年同月の売上額または利益率(売上総利益率または営業利益率)が客観的に確認できる資料(月次試算表・法人事業概況説明書・帳簿等。簡易な表計算ソフトで作成されたものは取扱できません。)(前年同月にすでに影響を受けている場合は、前々年等影響を受ける直前の同月との比較ができます。) (2)これから影響を受けることが予想される場合は、該当届(緊急経営支援特別貸付・事業者申請用)と、直近の1か月の売上等が客観的に確認できる資料(月次試算表・法人事業概況説明書・帳簿等。簡易な表計算ソフトで作成されたものは取扱できません。)			
7	代表者が外国の方の場合、 在留資格・在留期間の記載がある住民票 または 在留カード、特別永住			
,	者証明書の写し(練馬区に住民登録がある方は不要)※最新情報のもの			
8	※必要に応じ 返信用レターパックライト、郵送用チェックリスト(HP からダウンロードしてください)			

- (注1) 事業者本人が窓口で申請する場合は、事前にお問い合わせください。
- ※ 上記のほか、その他の資料が必要となる場合があります。
- ※ 本件の紹介票には「緊急経営支援特別貸付」と表示されます。
- ※ 区の金利負担は、申込者が資格要件を失うなどの事由により終了します。
- ※ 区が負担する金利については、直接金融機関に支払います。
- ※ 金融機関の職員が申込みを代行する場合は、営業担当者の方に限ります。
- ※ 貸付の審査及び決定は取扱金融機関が行います。

お問い合わせ・申込み